

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税及び森林環境税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、個人住民税及び森林環境税における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなりスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税及び森林環境税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

福岡県八女市長

公表日

令和7年11月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税及び森林環境税に関する事務
②事務の概要	<p>個人住民税は、地方税及び八女市条例、森林環境税は森林環境税及び森林環境税に関する法律(平成31年法律第3号)に基づき、賦課期日(1月1日)時点に本市内に住所を有する個人又は本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者に対して課税を行うものである。</p> <p>地方税、八女市条例、森林環境税及び森林環境税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①課税資料の収集 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等を収集する。 ②賦課決定事務 収集した課税資料から個人毎に賦課内容を決定し、本人、給与支払者、年金保険者に税額の決定を通じる。同一個人に複数の課税資料が存在する場合は、名寄せ処理を行う。なお、賦課期日現在で本市に住民登録がない等、本市に課税権がないと判断した者に係る課税資料は住民登録地の市区町村に回送する。 ③扶養調査 扶養内容について誤りがないか調査する。賦課期日時点で他市区町村内に住所を有する被扶養者については、当該市区町村に対し所得照会を行い扶養要件の確認をする。 ④賦課更正事務 扶養状況等の調査や本人の修正申告、税務署からの更正決議書等により賦課内容に変更があった場合は、賦課内容を変更し、税額の変更決定通知を送付する。 ⑤減免 生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は申請に基づき減免を行う。 ⑥給与特別徴収に関する事務 事業所を退職した場合など、給与からの特別徴収が不可能となった場合は、特別徴収義務者から提出される異動届出書等により特別徴収税額を変更し特別徴収義務者に通知する。また、普通徴収分の税額が発生する場合は、納税義務者に納税通知書を送付する。 ⑦年金特別徴収に関する事務 金額不足などの理由により、公的年金からの特別徴収が停止された場合は、未徴収の税額について普通徴収に変更し、納税義務者に納税通知書を送付する。また、特別徴収を停止する対象者を年金保険者に通知する。 ⑧証明事務 申請に基づき、課税内容に係る証明書を交付する。 ⑨データ連携事務 情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーへの登録、又は情報提供ネットワークシステムにより、各情報保有機関が保有する情報についての情報連携及びマイナポータル申請管理より受領する個人住民税の申告データ連携事務を行う。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity(住民情報、個人住民税) ・Acrocity標準仕様対応版(住民情報、個人住民税) ・住民税課税支援システム ・個人住民税申告ポータル ・マイナポータル申請管理 ・地方税ポータルシステム(eLTAX・国税連携システム) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバー) ・中間サーバー ・コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳ファイル 住民税申告受付ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 課税原票イメージファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表の24項、第9条第2項、第19条第10号並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	<p>情報照会の根拠】番号法第19条8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下、デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表の第48項、並びにデジタル庁・総務省令第9号第50条</p> <p>【情報提供の根拠】番号法第19条8号、総務省令第9号第2条の表の第1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173項並びにデジタル庁・総務省令第9号第3条、第4条、第6条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条</p>
---------	---

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部総務課総務法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:soumu@city.yame.lg.jp
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市民部税務課市民税係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1113 メールアドレス:zeimu@city.yame.lg.jp
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [委託しない]		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [提供・移転しない]		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [接続しない(入手)] [接続しない(提供)]		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、複数人の確認による最終確認を行ったうえで、マイナンバーの紐付けを行い、目的外の利用はできない対策を講じている。

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	八女市情報セキュリティポリシー基本方針及び対策基準に基づき、漏洩、滅失、毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	様式変更に伴い全面改訂	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書	個人住民税及び森林環境税に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年11月1日	評価書名	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書	個人住民税及び森林環境税に関する事務 基礎項目評価書	事後	法令改正による変更
令和7年11月1日	特記事項	個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。	個人住民税及び森林環境税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。	事後	法令改正による変更
令和7年11月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	八女市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	八女市は、個人住民税及び森林環境税における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	法令改正による変更
令和7年11月1日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	個人住民税に関する事務	個人住民税及び森林環境税に関する事務	事後	法令改正による変更
令和7年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を扱う事務 ②事務の概要	個人住民税は、賦課期日(1月1日)時点に本市内に住所を有する個人又は本市の各区内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者に対して課税を行うものである。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。 ①課税資料の収集 ～ ⑧証明事務 申請に基づき、課税内容に係る証明書を交付する。	個人住民税は、地方税及び八女市条例、森林環境税は森林環境税及び森林環境税に関する法律(平成31年法律第3号)に基づき、賦課期日(1月1日)時点に本市内に住所を有する個人又は本市の各区内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者に対して課税を行いうものである。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。 ①課税資料の収集 ～ ⑧証明事務 申請に基づき、課税内容に係る証明書を交付する。 ⑨データ連携事務 情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーへの登録、又は情報提供ネットワークシステムにより、各情報保有機関が保有する情報についての情報連携及びマイナポータル申請管理により受領する個人住民税の申告データ連携事務を行う。	事後	法令改正による変更 個人住民税申告の電子化に伴う変更・見直し
令和7年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity個人住民税 ・住民税課税支援システム ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバー) ・中間サーバー	・Acrocity(住民情報、個人住民税) ・Acrocity標準仕様対応版(住民情報、個人住民税) ・住民税課税支援システム ・個人住民税申告ポータル ・マイナポータル申請管理 ・地方税ポータルシステム(eLTAX・国税連携システム) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバー) ・中間サーバー ・コンビニ交付システム	事後	対応システムの名称変更・追加
令和7年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法 第9条(利用範囲)第1項 別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は 地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表の24項、第9条第2項、第19条第10号 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主要務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・経済産業省会議五号) 第16条	事後	法令改正による変更

